

30 有料サービス規則

一般社団法人 iCD 協会

改定履歴

Ver1.0 2022 年 6 月 27 日 制定

有料サービス規則

第1章 総則

(目的)

第1条 本規則は、一般社団法人 iCD 協会（以下、本協会という）本協会における有料サービスに関する必要な事項を定めるものとする。

第2章 有料サービスの定義

(有料サービスの種類)

第2条 本協会における有料サービスは以下の通りとする。

1 個別有料サービス

	サービス名	サービス概要
①	W i n g s I	国内の IT 人材に関する職種×タスクリストの提供
②	W i n g s II	グローバルな IT 人材に関する職種×タスクリストの提供
③	S F I A	SFIA に関する情報および SFIA スキル×タスクリストの提供
④	協会独自タスク	iCD 協会策定タスクとタスクプロフィールの提供
⑤	コンサルティングサービス	ジョブ型マネジメントに係るご相談（年1回）
⑥	J M B O K	J M B O K に関する情報の提供

2 パッケージサービス

サービス名	サービス概要
グローバルパッケージ	上記①～⑥すべて
一般パッケージ	上記①、④～⑥

(料金)

第3条 各サービスの提供料金については、事務局長が別途これを定め、理事会に報告する。

(提供期間)

第4条 各サービスの提供期間については、原則として4月開始の1年単位とする。期中にサービスの提供を開始する場合は、当該年度のみ月割りでの提供とし、料金の算出等の運用に関しては、事務局長の判断によるものとする。

(本規則の改廃)

第5条 この規則の改廃は、理事会の決議を得なければならない。

以 上